最終更新日: 2010 年 3 月 31 日

SBI ホールディングス株式会社

代表取締役 執行役員 CEO 北尾 吉孝
問合せ先: 03-6229-0100
証券コード:8473
http://www.sbigroup.co.jp/

当社のコーポレート･ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性、コーポレート･ガバナンスの充実のため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築･維持改善していくことを、極めて重要な経営課題の一つと認識しております。

2．資本構成

外国人株式所有比率	30%以上

【 大株主の状況 】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
シービーニューヨーク　オービス　エスアイシーアーヴィー	1,606,023	9.57
シービーニューヨーク　オービス　ファンズ	1,490,861	8.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	760,759	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	466,598	2.78
ザ チェース　マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	355,755	2.12
クレディ スイス セキュリティ-ズ ヨーロッパリミテッド ピービー セク イント ノントリーティー クライアント	350,000	2.08
オーエム 04 エスエスビークライアント オムニバス	321,543	1.91
北尾　吉孝	305,446	1.82
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ ジエーピー アールイーシー アイテイーアイシー	165,442	0.98
リーマン ブラザーズ インターナショナル（ヨーロッパ）	156,749	0.93

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京　第一部、大阪　第一部

決算期	３月
業種	証券、商品先物取引業
（連結）従業員数	１０００人以上
（連結）売上高	１０００億円以上１兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	５０社以上１００社未満

４．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社に対する独立性に関する考え方・施策等について

上場子会社は、各社の独立した判断に基づいた経営が行われるべきであり、当社の上場子会社においても、かかる基本理念に基づいた経営がなされております。また、会社間取引の実行にあたっては、市場価格を勘案した一般的な取引条件に基づいて実施しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【 取締役関係 】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係（※1）								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
夏野 剛	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
夏野 剛	夏野 剛氏は、独立役員であります。	これまでの経歴で培われた豊富な経験・知見を有しているため。なお、当社の関係会社や主要株主、主要な取引先の出身者等、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されるため、独立性が高いものと認識しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

当社の監査役会では、会計監査人による年間監査計画の説明をはじめとして、第2四半期決算・本決算時の監査報告書等による説明を受けております。また、経営上の課題及び問題点につきましては、必要に応じて同会計監査人との情報共有、協議を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

当社では業務部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部を設置しております。同部は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行っています。

監査結果は個別の監査終了毎に、監査役に定期的に報告し、意見交換を行っている他、監査役会の要望を監査テーマ・監査対象選定に織り込むなど、有機的に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
渡辺　進	他の会社の出身者				○					
平林　謙一	他の会社の出身者				○					
島本　龍次郎	他の会社の出身者				○					

※1　会社との関係についての選択項目
a　親会社出身である
b　その他の関係会社出身である
c　当該会社の大株主である
d　他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e　他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f　当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g　当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h　本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i　その他

会社との関係（2）

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
渡辺　進	―――	金融機関に長年勤務しており、金融業界全般に対して幅広い知見を有しているため。
平林　謙一	―――	金融機関に長年勤務しており、金融業界全般に対して幅広い知見を有しているため。
島本　龍次郎	―――	金融機関に長年勤務しており、金融業界全般に体して幅広い知見を有しているため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

取締役会等の重要会議への出席や子会社監査役との面談を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

直近事業年度におけるストックオプションの発行はありません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社連結業績貢献への意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材確保に資することを目的として、ストックオプションを当社及び当社子会社等の取締役及び従業員に付与しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

【2009 年 3 月期】

取締役 14 名 358 百万円(うち社外取締役 1 名 9 百万円)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】 更新

監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人であって取締役の指揮命令系統から独立して監査役の職務を補助すべき使用人を、監査役と協議のうえ定める期間にわたり、置くことができることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

■現状の体制及びそれを採用している理由

当社の取締役会は取締役 13 名(報告日現在)で構成し、また、執行役員制度を導入し、業務執行に関しては代表取締役執行役員 CEO、取締役執行役員 CFO、各事業部門を統括する取締役執行役員 6 名、執行役員 5 名の計 13 名があたっており、取締役及び執行役員並びに取締役会の機能及び責任を明確にするとともに、急激な経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し得る業務執行体制を構築しております。

また、当社の取締役会は原則として月 1 回開催し必要に応じ臨時取締役会を開催しつつ、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。

さらに、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保し、経営の妥当性の監督強化を行っております。

監査役会については、いずれも金融業務に精通した監査役 4 名で構成され、そのうちの 3 名は社外監査役であり、各監査役・内部監査部ならびに会計監査人による各種監査を有機的に融合させ、コーポレート・ガバナンスの適正性の確保を図っております。

これにより、現状の体制によって、経営の透明性確保、経営者の第三者説明責任の遂行といったコーポレート・ガバナンスの基本原則が遵守できているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1． 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことで、議案に対する賛否を入力することが可能となっております。
その他	株主総会後に「経営近況報告会」を実施しており、株主総会本会に加えて幅広く会社についての質問を受け付け、株主との対話を図っております。また、個人株主向けに、全国数都市において当社グループ全体の事業･戦略に関する会社説明会を開催し、当社グループについてのご理解を深めて頂いております。

2．IR に関する活動状況 更新

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	第 2 四半期決算・本決算発表後に全国数都市にて株主を対象とした会社説明会を毎年実施しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	四半期毎の決算発表後にアナリスト・マスコミ向けの説明会を実施しております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	あり	欧州・北米・アジアの機関投資家を対象にした IR を実施しております。
ＩＲ資料のホームページ掲載	あり	決算短信、プレスリリース、四半期毎の決算説明会、株主向けの会社説明会等の動画・資料を掲載しております。

	代表者自身による説明の有無	補足説明
ＩＲに関する部署（担当者）の設置	―	コーポレート・コミュニケーション部が担当部署になっております。
その他	―	代表者が当社グループの決算概況や最新のトピックスを直接説明する「SBI チャンネル」をホームページより配信しております。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「社会的責任を全うする」を当社の経営理念の１つに掲げ、社会的･経済的な側面からグループ各社はそのステークホルダーをはじめとする社会全体に対して、責務を果たすと共にその維持・発展に貢献していくことを規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは直接的社会貢献活動として、当社グループが設立した「財団法人 SBI 子ども希望財団」を通じた寄付活動を行っております。同財団としての 2008 年度の活動実績は、34 の施設に 4,435 万円の寄付を実施いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対しての情報開示につきましては、情報管理責任者及びコーポレート・コミュニケーション部を中心に、迅速かつ正確な情報開示を行う体制を構築しております。四半期ごとに決算発表や説明会を開催し、且つ自社ホームページを通じて動画配信もしております。また、自社ホームページを通じたリリース情報の速やかな開示を通じて、ステークホルダーとのタイムリーなコミュニケーションを推進しております。
その他	当社グループは社会貢献の柱の１つとして人材育成に取り組むことを目指しており、文部科学省の設置認可を受け、2008 年 4 月には、SBI 大学院大学を開校いたしました。当学では、経営分野に関する実務教育だけではなく、『論語』や『兵法書』などに代表される中国古典、また日本文化に多大な影響を与えた様々な思想・哲学なども学びます。そしてこれからの企業経営者やリーダーに欠くことのできない倫理的価値観や人間力を涵養し、幅の広い徳育を推進することで人材の育成を図ってまいります。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実のためには内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより業務執行を行うことが重要であると認識しております。また、内部統制システムは、以下の体制を採る必要があると考え、整備に努め、実施しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。

(2) 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。

(3) 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により内部監査部門を設置し、内部監査部門が必要に応じて外部専門家の協力を得て、取締役及び使用人による職務の執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。内部監査部門は、内部監査の結果について、6ヶ月に一度、代表取締役を通じて取締役会に報告するほか、監査役の求めに応じて報告するものとする。

(4) 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門及び監査役に直接通報を行うための情報システムを整備するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。

(2) 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程及びグループリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置する。

(2) 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。

(2) 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。

(3) 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率

化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社の属する企業集団におけるコンプライアンス上の課題・問題の把握及び業務の適正の確保のため、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、企業集団に属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、企業集団全体のコンプライアンスについて情報の交換を行うための会議を設置するものとし、企業集団に属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催する。

(2) 取締役は、企業集団に属する会社において、重大な法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、取締役会規程に定める次の事項を知ったときは、取締役会において、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。

① 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項

② 経営に関する重要な事項

③ 内部監査に関連する重要な事項

④ 重大な法令・定款違反

⑤ その他取締役が重要と判断する事項

(2) 取締役は、監査役より前項第 1 号乃至第 4 号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

(3) 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための情報システムを整備するものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。

(2) 当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとする。

また、当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

当社グループでは、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて、行動規範において反社会的勢力には毅然として対決すること

を宣言するとともに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットにも掲載するなどして、周知徹底しております。
さらに、反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備をしております。
このほか、当社グループ役職員を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図っております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

１．買収防衛に関する事項

実施しておりません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

記載すべき事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

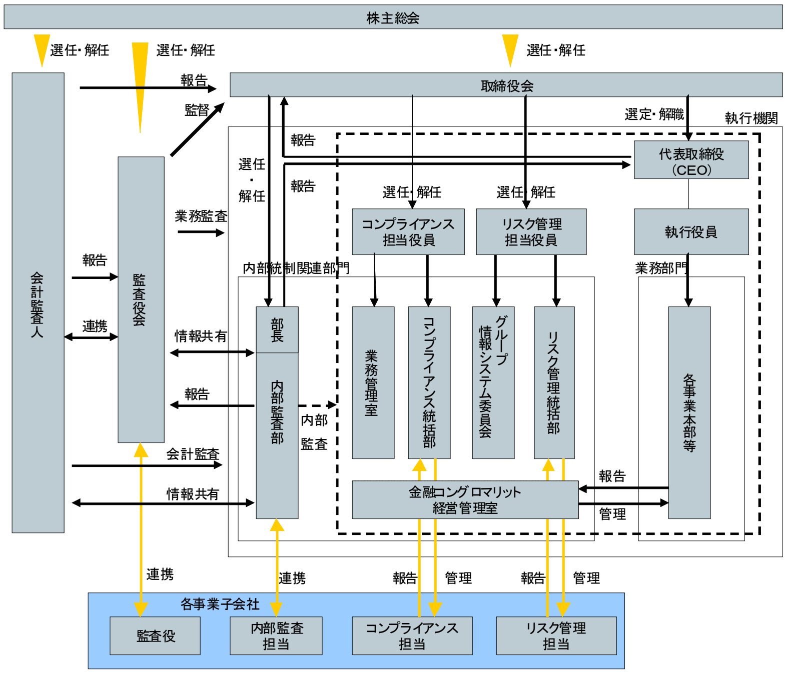
株主総会
選任･解任
選任･解任
選任･解任
取締役会
報告
監督
選定･解職
執行機関
会計監査人
監査役会
代表取締役
（CEO）
報告
選任
・
解任
報告
選任･解任
選任･解任
業務監査
コンプライアンス
担当役員
リスク管理
担当役員
執行役員
内部統制関連部門
業務部門
報告
連携
情報共有
部長
内部監査部
業務管理室
コンプライアンス統括部
グループ
情報システム委員会
リスク管理統括部
各事業本部等
報告
内部
監査
会計監査
報告
金融コングロマリット
経営管理室
情報共有
管理
連携
連携
報告
管理
報告
管理
各事業子会社
監査役
内部監査
担当
コンプライアンス
担当
リスク管理
担当